



新生活は

阿賀町で!

U・Iターン者
新婚世帯
子育て世代
新卒者

令和7年度移住定住奨励金のご案内

阿賀町では、町での新生活を応援するため、移住定住奨励金制度を設けています。補助金によって要件が変わりますので、申請前にご相談ください。

各種メニューを用意しています

新築住宅の
建築補助

中古住宅の
取得/改修
補助

賃貸住宅の
家賃補助

町外の通勤
費助成

新規就業
助成

お気軽にご相談
ください



ご利用の流れ

①お問い合わせ

②奨励金申請

③実績報告

④奨励金支給

ご利用の注意点

阿賀町に住民登録をしている方または、住宅完成後に住民登録をすることが確実な方が対象です。

企業等に就職し1年以上の雇用期間が見込まれること、または町内で新たに農林水産業や個人事業を営むものである必要があります。

公務員は対象になりません。(会計年度任用職員は除く)

中古住宅取得奨励金と中古住宅改修奨励金の併用はできません。

阿賀町に定住する意思があることがすべてのメニューの要件となります。

詳しくは裏面をご覧ください

〒959-4495 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

阿賀町まちづくり観光課

TEL 0254-92-4766



用語説明

U・Iターン者

町外から転入した3年以内の方。ただし、転入した日から過去1年以内に阿賀町に居住していた場合は対象外です。

新婚世帯

婚姻後3年以内の家族構成が2人以上の世帯

子育て世帯

高校卒業までの子と同居する世帯

新卒者

大学、短期大学、専門学校、高等学校等を卒業してから3年以内の方

①新築住宅建築奨励金

U・Iターン者

新婚世帯

子育て世帯

町内業者と契約した場合 70万円 +加算金
町外業者と契約した場合 30万円 +加算金

- ※加算金は「高校生以下の子ども1人につき10万円」、「親世帯同居の場合20万円の加算」
- ※金融機関との借入契約（償還期間10年以上）の場合に限る。
- ※工事着工後1箇月以内に申請

②中古住宅取得奨励金

U・Iターン者

新婚世帯

子育て世帯

住宅取得費用の50%（上限50万円）+加算金

- ※加算金は「高校生以下の子ども1人につき10万円」、「親世帯同居の場合20万円の加算」
- ※取得費用が50万円以上の場合に限る。
- ※不動産売買契約後1箇月以内に申請

③中古住宅改修奨励金

U・Iターン者

新婚世帯

子育て世帯

町内業者と契約した住宅改修費用の50%（上限50万円）+加算金

- ※加算金は「高校生以下の子ども1人につき10万円」、「親世帯同居の場合20万円の加算」
- ※一戸建ての住宅（売買契約後2年を経過しない、または親族等から相続や贈与を受けた居住者のいない物件）かつ、改修費用が50万円以上の場合に限る。
- ※工事請負契約後1箇月以内に申請

④賃貸住宅居住奨励金

U・Iターン者

新婚世帯

家賃補助（最長24ヶ月間）

家賃から住居手当を除いた額の1/2（上限1万円）

※県外からの転入者は
上限1万5000円

契約初期費用

「礼金・不動産取引手数料・家賃支払保証料」の2/3（上限12万円）

- ※公営住宅、社宅、寮等の給与住宅、町営住宅等は対象外
- ※賃貸住宅に入居し、要件を満たした日から4箇月以内に申請

⑤町外通勤助成金

U・Iターン者

新婚世帯

新卒者

片道30km以上の場合通勤費を支援（最長24ヶ月）

片道30km以上：7,000円/月

片道40km以上：10,000円/月

片道60km以上：15,000円/月

片道80km以上：20,000円/月

※町外通勤し、要件を満たしてから
4箇月以内に申請

⑥新規就業助成金

U・Iターン者

新卒者

転入や卒業により新たに企業に就職した場合 10万円

※パート、アルバイトは対象外となります。